

# 相模原市職員の電子情報資産の安全管理対策に関する規程

(平成15年3月31日訓令第4号)

庁中一般  
行政機関一般  
出先機関一般

## (目的)

第1条 この訓令は、市が所管する電子情報資産の機密性、完全性及び可用性を確保するため、様々な脅威に対する抑止、予防、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一的な方針並びに電子情報資産の安全管理対策を実践するにあたっての基本的な考え方及び方策を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネットワーク コンピュータを相互に接続するための通信回線網及びその構成機器をいう。
- (2) 情報システム ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及びそれらの組み合わせをいう。
- (3) 電子情報 電子化されたプログラム及びデータ（資料及び帳票を含み、職員個人が資料整理等のために作成した個人利用ファイルは除く。）をいう。
- (4) 電子情報資産 電子情報並びに電子情報を作成し、管理し、及び保護する上で必要とされる情報システムをいう。
- (5) 機密性 アクセスを許可された者だけが、電子情報にアクセスできることをいう。
- (6) 完全性 電子情報及び処理方法が正確かつ完全であることをいう。
- (7) 可用性 許可された利用者が必要なときに電子情報にアクセスできることをいう。
- (8) 情報セキュリティ 守るべき電子情報資産を改ざん、喪失等の脅威から、機密性、完全性及び可用性の観点により保護することをいう。

2 この訓令において、「課」とは、相模原市行政組織及び事務分掌規則(平成19年相模原市規則第66号)第37条第1項及び相模原市区役所組織及び事務分掌規則(平成22年相模原市規則第19号)第6条第1項の課等、相模原市消防局組織等規則(平成19年相模原市規則第67号)第2条第1項に規定する課及び相模原市消防署組織等規程(昭和39年相模原市消防本部告示第5号)第2条第1項に規定する課をいい、「課長」とは、その長をいう。

## (職員の義務)

第3条 職員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行において、情報セキュリティに関する法令等を遵守しなければならない。

2 職員は、契約により市の事務事業の委託を受けた事業者に対して、事業執行にあたりこの訓令を遵守するよう指導しなければならない。

(管理体制)

第4条 電子情報資産の統一的な情報セキュリティを確保するため、次に掲げる責任者、委員会及びチームを置く。

- (1) 情報セキュリティ対策最高責任者
- (2) 情報セキュリティ評価委員会
- (3) 情報セキュリティ向上委員会
- (4) 情報セキュリティ監査チーム

(電子情報の分類及び管理)

第5条 課長は、課で作成した電子情報及び外部から収受した電子情報について、機密性、完全性及び可用性を踏まえた分類を行い、その重要性に応じ、適切な管理を行うものとする。

(情報セキュリティ対策)

第6条 課長は、課で管理する電子情報資産を、不正アクセス、改ざん、入力誤り、操作誤り、災害その他の脅威から守るため、次に掲げる対策を行うものとする。

- (1) 人的セキュリティ対策として、情報セキュリティに関する権限及び責任並びに遵守すべき事項を明確に定め、職員に対する周知及び徹底を図るとともに、十分な教育及び啓発が行われるよう必要な対策を講ずる。
- (2) 物理的セキュリティ対策として、情報システムの設置場所への不正な立入り並びに電子情報資産への損害及び利用の妨害等から保護するための物理的な対策を講ずる。
- (3) 技術的セキュリティ対策として、電子情報資産を不正アクセス等から保護するため、電子情報資産へのアクセス制御、ネットワーク管理等の技術的な対策を講ずる。
- (4) 電子情報資産の運用における対策として、情報システムの監視、情報セキュリティ対策の遵守状況の確認その他情報セキュリティ運用面の対策を講ずる。
- (5) 緊急時における情報セキュリティ対策として、緊急事態が発生した場合に、迅速かつ適切な対応を行うための危機管理対策を講ずる。

2 情報セキュリティ向上委員会は、情報セキュリティ対策の実行に関して、職員への支援及び指導を行うものとする。

(情報セキュリティ監査の実施)

第7条 情報セキュリティ監査チームは、情報セキュリティ対策が遵守されていることを検証するため、定期に又は臨時に情報セキュリティ監査を実施するものとする。

(評価)

第8条 情報セキュリティ評価委員会は、情報セキュリティ監査の結果及び情報セキュリティを取り巻く状況の変化等を踏まえ、情報セキュリティ対策が有効に機能しているか検証するため随時に評価を実施し、評価結果を情報セキュリティ対策最高責任者へ報告するものとする。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、情報セキュリティ対策の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第13号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日訓令第14号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。